○文部科学省告示第百十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財に同表中欄に掲げる有形文化財を追加し、同表下欄のように重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十六年八月二十一日

文部科学大臣　下村　博文

（彫刻の部）

上欄	中欄	下欄		
名称及び員数	指定告示	名称及び員数	所有者	所有者の住所
木造古楽面　二十六面 白山神社への施入銘、応[安]二年、応永十八年、文明二年、天文十一年、元和二年の年記等がある	平成十二年文部省告示第百十八号及び平成二十年文部科学省告示第百十四号	木造古楽面　二十七面 白山神社への施入銘、応[安]二年、応永十八年、文明二年、天文十一年、元和二年の年記等がある	宗教法人白山神社	岐阜県郡上市白鳥町長滝字杉山九一
鬼神面　一面				

○文部科学省告示第百十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財に同表中欄に掲げる有形文化財を追加し、同表下欄のように重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十六年八月二十一日

文部科学大臣　下村　博文

（工芸品の部）

上欄	中欄	下欄		
名称及び員数	指定告示	名称及び員数	所有者	所有者の住所
古神宝類 一、表着　萌黄小葵地桐竹鳳凰文二重織　二領 一、重袿　白桐竹鳳凰唐草文固綾織　十襲二領 一、単　萌黄繁菱文固綾　一領 一、裳　白三重襞文羅織　二腰 一、彩絵檜扇　三握 一、表袴　白窠霰文二重織　三腰 一、襪　白繁菱文固綾織　二双 一、錦包挿鞋　三双 一、黒漆根古志形鏡台　五基 一、黒漆菊亀甲蒔絵冠箱　一合 一、入帷　紫小葵地浮線綾二重織　二領 一、朱漆弓　三張 一、黒漆平胡籙　一腰 一、朱塗唐櫃　二合 附　入帷残闕　一括	昭和三十二年文化財保護委員会告示第二号、昭和五十二年文部省告示第百十六号及び平成二十六年文部科学省告示第百十七号	古神宝類 一、表着　萌黄小葵地桐竹鳳凰文二重織　二領 一、重袿　白桐竹鳳凰唐草文固綾織　十襲二領 一、単　萌黄繁菱文固綾　一領 一、裳　白三重襞文羅織　二腰 一、彩絵檜扇　三握 一、表袴　白窠霰文二重織　三腰 一、襪　白繁菱文固綾織　二双 一、錦包挿鞋　三双 一、黒漆根古志形鏡台　五基 一、黒漆菊亀甲蒔絵冠箱　一合 一、入帷　紫小葵地浮線綾二重織　二領 一、朱漆弓　五張 一、黒漆平胡籙　一腰 一、朱塗唐櫃　二合 附　入帷残闕　一括 梓弓　十張	宗教法人熱田神宮	愛知県名古屋市熱田区神宮一―一―一
中欄 朱漆弓　二張 梓弓　十張				